（定期自主検査の記録）

第三十二条　事業者は、第三十条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一～六　（略）

２　前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第三十条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は前条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

（補修等）

第三十五条　事業者は、第三十条第一項若しくは第二項若しくは第三十一条第一項若しくは第二項の自主検査又は第三十三条若しくは第三十四条の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じなければならない。

２　個人事業者は、第三十条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第三十一条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講ずるものとする。

（高気圧作業安全衛生規則の一部改正）

第十条　高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定期自主検査の記録）	（定期自主検査の記録）
第三十二条　事業者は、前二条の自主検査を行なつたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。	**第三十二条**　事業者は、第三十条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。
一～六　（略）	一～六　（略）
（新設）	２　前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第三十条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は前条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。
（補修等）	（補修等）
第三十五条　事業者は、第三十条若しくは第三十一条の自主検査又は第三十三条若しくは第三十四条の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じなければならない。	**第三十五条**　事業者は、第三十条第一項若しくは第二項若しくは第三十一条第一項若しくは第二項の自主検査又は第三十三条若しくは第三十四条の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じなければならない。
（新設）	２　個人事業者は、第三十条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第三十一条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講ずるものとする。

（電離放射線障害防止規則の一部改正）

第十一条　電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別の教育）	（特別の教育）
第十一条　（略）	**第十一条**　（略）
２　法第四十二条第三項の作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項各号の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。	（新設）
３　前二項の特別の教育は、次の表の上欄に掲げる業務に応じて、同表の下欄に掲げる事項について行わなければならない。	２　前項の特別の教育は、次の表の上欄に掲げる業務に応じて、同表の下欄に掲げる事項について行わなければならない。
（表略）	（表略）
４　（略）	３　（略）

改正後	改正前
（定期自主検査）	（定期自主検査）
第十八条の五　（略）	**第十八条の五**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。	（新設）